

新型コロナウイルス以外の定期接種ワクチンについて

自治体説明会33

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課

令和6年2月7日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1. 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について

2. 新型コロナワクチン以外の定期接種ワクチンについて

新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体説明会（第33回）

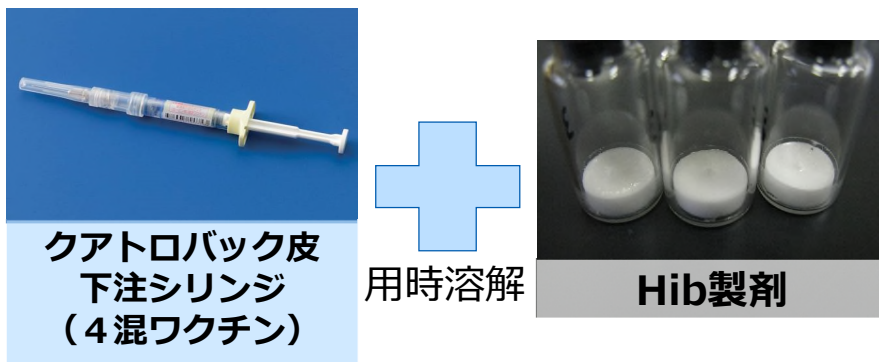
1. 5種混合ワクチンについて
2. 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて
3. 主な質問
4. HPVワクチンについて

疾病分類・定期接種の対象について

	対象疾病	対象者（接種時期）※1	標準的接種期間※2
A 類 疾 病	H i b感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から生後7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後7月から13月までの間隔をおく（1回）
	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまで	初回接種：生後2月から7月に至るまでに開始（3回） 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて生後12月から生後15月に至るまで（1回）
	B型肝炎<政令>	1歳に至るまで	生後2月に至った時から生後9月に至るまでの期間（3回）
	ジフテリア・百日せき・急性灰白髄炎（ポリオ）・破傷風	第1期：生後2月から生後90月に至るまで 第2期：11歳以上13歳未満（第2期はジフテリア・破傷風のみ）	第1期初回：生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間（3回） 第1期追加：第1期初回接種終了後12月から18月までの間隔をおく（1回） 第2期：11歳に達した時から12歳に達するまでの期間（1回）
	結核（BCG）	1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間（1回）
	麻しん・風しん※3	第1期：生後12月から生後24月に至るまで 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年	第1期：生後12月から生後24月に至るまで（1回） 第2期：5歳以上7歳未満のうち、就学前1年（1回）
	水痘<政令>	生後12月から生後36月に至るまで	1回目：生後12月から生後15月に達するまで 2回目：1回目の注射終了後6月から12月の間隔をおく
	日本脳炎※4	第1期：生後6月から生後90月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満	第1期初回：3歳に達した時から4歳に達するまでの期間（2回） 第1期追加：4歳に達した時から5歳に達するまでの期間（1回） 第2期：9歳に達した時から10歳に達するまでの期間（1回）
	ヒトパピローマウイルス感染症	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間（3回）
ロタウイルス感染症<政令>	1価：生後6週から生後24週に至るまで 5価：生後6週から生後32週に至るまで	1価：2回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで） 5価：3回（初回接種は生後2月から生後14週6日まで）	
B 類 疾 病	インフルエンザ	①65歳以上の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	※1 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等によりやむを得ず接種機会を逃した者は、快復時から2年間（高齢者の肺炎球菌感染症のみ1年間。一部上限年齢あり）は定期接種の対象。 ※2 接種回数は、標準的接種期間に接種を行った場合のもの。 ※3 風しん及びヒトパピローマウイルス感染症は令和6年度までの間、高齢者の肺炎球菌感染症は令和5年度までの間、対象者を拡大する経過措置を設けている。 ※4 日本脳炎について、平成7年度～平成18年度生まれの者（積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した者）は、20歳になるまで定期接種の対象。
	高齢者の肺炎球菌感染症<政令>※3	①65歳の者 ②60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等	

5種混合ワクチンについて

KMバイオロジクス



- いずれの原薬(4混、Hib)もKMバイオロジクス製
- Hibは、アクトヒブと同じ破傷風トキソイド結合体
- 生後2か月から接種を開始し、計4回の接種を想定した治験を実施
- 皮下接種と筋肉内接種の両方を想定
- 令和5(2023)年9月薬事承認

阪大微研



※写真は4混のもの

- 4混の原薬は、テトラビック皮下注シリンジと同一
- Hibは、田辺三菱が海外メーカーから導入した国内未承認品で、無毒性変異ジフテリア毒素(CRM₁₉₇)※結合体
※既承認ワクチンで使用されている
- 生後2か月から接種を開始し、計4回の接種を想定した治験を実施
- 皮下接種と筋肉内接種の両方を想定
- 令和5(2023)年3月薬事承認

5種混合ワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

事務局案

- 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、5種混合ワクチンを定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等に関する具体的な規定について、以下のようにしてはどうか。

定期接種の対象者 (政令)	● 生後2月から生後90月に至るまでの間
接種間隔・方法 (省令)	● 初回接種：20日以上の間隔をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ● 追加接種：初回接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下又は筋肉内に接種
標準的な接種期間 (通知)	● 政省令に規定した事項及び4種混合・Hibワクチンの規定を踏まえて整備。
用いるワクチン	● 使用するワクチンは5種混合ワクチンを基本とする。 ● ただし、当面の間は4種混合ワクチン及びHibワクチンも使用できることとする。
長期療養特例	● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、特例の対象とする。 ● 特例の対象となる上限年齢は、15歳未満とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	● 現行の4種混合及びHibワクチンと同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期	● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	● 5種混合ワクチンの交互接種については、従来の取扱いと同様、原則としては同一のワクチンで接種を行うこととしつつ、原則によることのできない場合についても接種が実施可能なよう、必要な規定を設ける。
副反応疑い報告基準	● 現行の4種混合ワクチンの副反応疑い報告基準を5種混合ワクチンに適用する。

- 標準的な接種時期（予防接種実施要領で示す事項）については、これまでの議論を踏まえ、4種混合・Hibワクチンの規定を参考に整備する。なお、用いるワクチンの添付文書における接種上の注意は記載整備される見込み。

【規定のイメージ】

- ・ 初回接種：生後2月から生後7月に至るまで開始し、20日から56日までの間隔をおいて3回
- ・ 追加接種：初回接種終了後から6月から18月までの間隔をおいて1回

5種混合ワクチンと4種混合ワクチン等との交互相種について

- 定期接種等においては、同一の疾病に対して複数種類のワクチンが利用可能である場合であって、シリーズとして複数回接種するときは、原則として過去に接種歴のあるワクチンと同一のワクチンを用いることとしている。
- ただし、転居後の市町村の状況等により原則によることができない場合には、他のワクチンを用いることを可能としている。

ロタウイルス感染症の場合

- 「経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン」又は「五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン」が使用可能。



定期接種実施要領における規定

- 1回又は2回投与した後に転居した際、転居後の定期接種を実施する市町村において、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン又は五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンのいずれか一方の接種しか実施していない等の理由により、**原則によることができないやむを得ない事情があると当該市町村長が認める場合には、次に掲げる方法で接種することができる。**

- ア 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与する。
- イ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを2回経口投与する。
- ウ 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与した後、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与する。

HPV感染症の場合

- 「組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン」「組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン」又は「組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン」が使用可能。



定期接種実施要領における規定

- ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に当たっては、**同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類**のワクチンを使用することを原則とするが、(中略)市町村長が、組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用して1回目又は2回目までの接種を終了した者の接種について、(中略)**やむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法により接種を実施して差し支えないこととする。**

- ア 1回目に組換え沈降2価ヒトパピローマ様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマ様粒子ワクチンを接種した者が、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを計2回接種する。
- イ 1回目及び2回目に組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した者が、組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを1回接種する。

小委員会・第58回基本方針部会(令和5年12月20日)の検討結果

- 5種混合ワクチンの交互相種については、従来の取扱いと同様、原則として同一のワクチンで接種を行う。
- 同一のワクチンで接種できない場合についても接種が実施可能なように、交互相種に関する必要な規定を設ける。

5種混合ワクチンの定期接種化にむけたスケジュールについて

- 令和6年(2024年)4月からの供給について、問題がないことを企業から確認している。

各社の供給スケジュール等について

- ワクチンの安定供給に関して、阪大微研及びKMバイオロジクスの2社ともに令和6年4月の定期接種化を想定した場合でも、供給に問題ないことを企業から確認している。(令和5年8月29日第20回小委員会)

- ※ 自治体において、接種体制を構築するためには、概ね以下のようなプロセスを必要とする。
定期接種化の前年度末までに
 - ・ 予算案への反映及び議会での審議・議決予算の議決後に
 - ・ 予防接種台帳等のシステムの改修
 - ・ 医療機関との契約条件の調整及び契約
 - ・ 広報や接種対象者への周知

第58回基本方針部会(令和5年12月20日)の検討結果

- 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。

2

1. 5種混合ワクチンについて
2. 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて
3. 主な質問
4. HPVワクチンについて

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV15)について

製品概要：バクニューバンス®水性懸濁注シリンジ

貯法	2～8℃、凍結を避けること
有効期間	製造日から30箇月
効能又は効果	<p>○ 高齢者又は肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる者における肺炎球菌（血清型1、3、4、5、6A、6B、7F、9V、14、18C、19A、19F、22F、23F及び33F）による感染症の予防</p> <p>○ 小児における肺炎球菌（血清型1、3、4、5、6A、6B、7F、9V、14、18C、19A、19F、22F、23F及び33F）による侵襲性感染症の予防</p>
用法及び用量	<p>〈高齢者又は肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の者における肺炎球菌による感染症の予防〉 1回0.5mLを筋肉内に注射する。</p> <p>〈肺炎球菌による疾患に罹患するリスクが高いと考えられる18歳未満の者における肺炎球菌による感染症の予防〉 1回0.5mLを皮下又は筋肉内に注射する。</p> <p>〈小児における肺炎球菌による侵襲性感染症の予防〉 初回免疫：通常、1回0.5mLずつを3回、いずれも27日間以上の間隔で皮下又は筋肉内に注射する。 追加免疫：通常、1回0.5mLを1回、皮下又は筋肉内に注射する。ただし、3回目接種から60日間以上の間隔をおく。</p>

沈降15価肺炎球菌結合型ワクチンの定期接種への導入に係る具体的な規定について

事務局案

- 予防接種基本方針部会、副反応検討部会等における議論を踏まえ、沈降15価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV15）を定期接種に位置づけることとし、接種の対象者や実施方法等に関する具体的な規定について、以下のようにしてはどうか。

定期接種の対象者（政令）	<ul style="list-style-type: none"> ● 生後2月から生後60月に至るまでの間
接種間隔・方法（省令）	<ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後24月に至るまでの間に、27日以上の間をおいて3回皮下又は筋肉内に接種 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定をPCV13同様に定める。 ● 追加接種：初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12ヶ月に至った日以降において、1回皮下又は筋肉内に接種
標準的な接種期間（通知）	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の規定と同様とする。 <p>（参考 現行規定の状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 初回接種：生後2月から生後7月に至るまでの間に開始し、生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回 ※ 他に、初回接種開始時の月齢に応じて、1～2回の初回接種の規定がある。 ● 追加接種：生後12月から生後15月に至るまでの間に、初回接種終了後から60日以上の間隔をおいて1回 ※ 他に、初回接種開始時に生後7ヶ月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者には、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回行う規定がある。
用いるワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ● 使用するワクチンはPCV15を基本とする。 ● ただし、当面の間は既存の沈降13価肺炎球菌結合型ワクチン（PCV13）も使用できる。
長期療養特例	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、特例の対象とする。
定期接種対象者から除かれる者及び予防接種を受けることが適当でない者	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行のPCV13と同様、現行規定のとおりとする。
定期接種化の開始時期	<ul style="list-style-type: none"> ● 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。
接種方法に関するその他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ● PCV15とPCV13の交互接種については、PCV13で接種を開始した場合でも、PCV15に切り替えて接種が可能なよう、必要な規定を設ける。
副反応疑い報告基準	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行の小児の肺炎球菌感染症における規定のとおりとする。

PCV15とPCV13との交互相種について

- 定期接種等においては、同一の疾病に対して複数種類のワクチンが利用可能である場合であって、シリーズとして複数回接種するときは、原則として過去に接種歴のあるワクチンと同一のワクチンを用いることとしている。
- PCV15においては、薬事審査において、PCV13からPCV15に切り替えて接種した場合の有効性・安全性が認められている。

添付文書におけるPCV15の交互相種に関する記載について（小児への接種に係る記載を抜粋）

【用法及び用量に関連する注意】

肺炎球菌結合型ワクチンの接種スケジュールの中で、沈降13価肺炎球菌結合型ワクチンにより接種を開始後、途中で本剤による接種に切り換える場合には、残りの接種回数を本剤により接種すること。

（参考）第21回小委員会における企業からの説明（令和5年11月9日）

- PCV13からPCV15に切り替えて接種した場合の安全性、忍容性及び免疫原性について評価する第Ⅲ相試験を実施した。
- 結果として、PCV13を1～3回接種した後に、PCV15を残りの回数接種した場合の効果と安全性について、PCV13のみを接種した患者と比較して、免疫応答は同程度であり、安全性についても特段の懸念は認められなかった。

PCV15の定期接種化にむけたスケジュールについて

- PCV15の製造販売業者によると、令和6(2024)年4月に定期接種化された場合の供給に向けた準備が進められている。

Public

第21回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会
予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会

資料
1-2
(抜粋)

2023(令和5)年11月9日

定期接種化に向けた供給準備の考え方

- 本ワクチンは、PCVが日本で導入される前に最も頻度の高かった6B型を含め、13価肺炎球菌結合型ワクチンの全13血清型と主要評価項目で非劣性が検証され、かつ副次評価項目でも一貫した結果が示されたうえで、さらに新たに2つの血清型が追加されたPCVである。
- 有効性・安全性の観点のみならず、費用対効果の観点からも有用性は高いと考えられる。
- 本ワクチンが、仮に2024年4月に、小児肺炎球菌ワクチンとして定期接種化され、その後本ワクチンのシェアが急速に最大化し、その状態が維持された場合においても、安定供給を行うことを目指して準備を進めている。

第58回基本方針部会(令和5年12月20日)の検討結果

- 定期接種化の開始は、令和6年4月1日とする。

1. 5種混合ワクチンについて
2. 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて
3. 主な質問
4. HPVワクチンについて

主なご質問への回答

Q1. 高齢者肺炎球菌ワクチンの対象者について、65歳の者とは、いつからいつまでが接種対象となるのか。

▶ 65歳以上66歳未満が対象となりますので、65歳の誕生日の前日から、66歳の誕生日の前日までとなります。
※その他、定期接種に係る日数の数え方等については、「定期の予防接種における対象者の解釈について(事務連絡)」(令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を確認下さい。

4

1. 5種混合ワクチンについて
2. 小児に対する肺炎球菌ワクチンについて
3. 主な質問
4. HPVワクチンについて

令和4年度から実施しているHPVワクチンに関する施策

1. 積極的勧奨（予診票の個別送付等）の再開

- 接種実施医療機関における接種体制の整備等を進め、**令和4年度から積極的勧奨（予診票の個別送付等）を再開。**
- 今後、HPVワクチンの定期接種を進めるに当たっては、接種後の症状に対する相談支援体制・医療体制等の維持・確保が重要。厚生労働省から、自治体に対して、関係機関（自治体、協力医療機関・地域の医療機関）に求められる役割についてお知らせしており、従来からの連携の枠組みを再活性化・強化。
 - ➡ 接種を希望する方に対し、適切かつ十分な情報提供、円滑な接種、接種後に体調の変化等が生じた方への必要な支援が行われるような体制を構築。

2. キャッチアップ接種

- HPVワクチンの積極的な勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して公平な接種機会を確保する観点から、積極的な勧奨を差し控えている間に定期接種の対象であった**10学年（H9年度生まれ～H18年度生まれ）すべてをキャッチアップ接種の対象**としている。 ※令和6年度からはH19年度生まれの女性もキャッチアップ接種の対象
- 接種対象者の接種機会の確保の観点や、地方自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、**キャッチアップ接種の期間は3年間**とする。
- 予防接種法施行令を改正し、**令和4年4月1日施行。**

HPVワクチンのキャッチアップ接種の対象者、期間、周知・勧奨の取扱いについて

令和3年12月23日第28回厚生科学審議会
予防接種・ワクチン分科会資料4より改訂

対象者	平成9年度生まれ～平成18年度生まれの 10学年 (令和6年度からはH19年度生まれまでの 11学年)
期間	3年間 (令和4年4月～令和7年3月)
周知・勧奨	対象者が接種について検討・判断できるよう、 ワクチンの有効性・安全性について丁寧な情報提供を実施。情報提供資材等を個別送付するなど対象者への確実な周知に努める。



	H9生	H10生	H11生	H12生	H13生	H14生	H15生	H16生	H17生	H18生	H19生	H20生	H21生
推定接種率※	78.8%	78.7%	68.9%	14.3%	1.6%	0.4%	0.2%	0.1%	0.0%	0.0%			
H22	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳	1歳
H23	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳	2歳
H24	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳	3歳
H25	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳	4歳
H26	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳	5歳
H27	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳	6歳
H28	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳	7歳
H29	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳	8歳
H30	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳	9歳
R1	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳	10歳
R2	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳	11歳
R3	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳	12歳
R4	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳	13歳
R5	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳	14歳
R6	27歳	26歳	25歳	24歳	23歳	22歳	21歳	20歳	19歳	18歳	17歳	16歳	15歳

緊急促進事業

積極的勧奨差し控え

定期接種

キャッチアップ接種

期間 ⇒ 3年間

○歳 緊急促進事業の接種対象者。
12歳は例外として対象とされた場合

○歳 定期接種の接種対象者。
13歳は標準的接種期間にある者

※ 年齢については、各年度生まれの者が当該年度内に達する年齢を記載 (例:13歳→中1)

※接種機会の確保の観点から、キャッチアップ接種の期間中に定期接種の対象から新たに外れる世代についても、順次キャッチアップ接種の対象者とする

2024(令和6)年1月26日

2022年度接種実績をふまえた
生まれ年度ごとの累積初回接種率 (%)

	緊急促進事業
	定期接種対象
	標準的接種期間
	キャッチアップ

生まれ年度	2022年度内に 達する年齢	~2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累積接種率
1994	28	53.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53.4
1995	27	74.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74.4
1996	26	78.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78.2
1997	25	78.5	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	81.8
1998	24	77.7	0.7	0.05	0	0	0	0	0	0	0	2.2	80.8
1999	23	65.9	2.3	0.1	0.04	0	0	0	0	0	0	3.4	71.8
2000	22	1.2	12.3	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0	0	6	20.0
2001	21	0	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0	0	0	0	7.5	9.1
2002	20	0	0	0.04	0.2	0.03	0.1	0.5	0	0	0	8.5	9.3
2003	19	0	0	0	0.03	0.1	0.1	0.3	1.2	0	0	9.0	10.8
2004	18	0	0	0	0	0.02	0.1	0.1	0.7	9.2	0	8.0	18.2
2005	17	0	0	0	0	0	0.03	0.3	0.4	2.8	20.3	7.9	31.6
2006	16	0	0	0	0	0	0	0.1	0.7	1.2	7.0	16.2	25.2
2007	15	0	0	0	0	0	0	0	0.2	2.0	4.5	10	16.7
2008	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	4.6	7.7	12.9
2009	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	6.3	8.1
2010	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	2.8

まとめ

- 定期接種、キャッチアップ接種の実施者数から、生まれ年度毎の2022年度の初回接種率および累積初回接種率を算出した
- 接種率は積極的勧奨再開前から徐々に上昇しているものの、定期接種、キャッチアップ接種とも、緊急促進事業当時ほどには接種が広がっていない
- 2022年度の定期接種において、標準接種年齢である13歳になる年度での接種率が低く、今後、この年齢でのより積極的な接種が望まれる
- キャッチアップ接種は、1997年度～1999年度生まれで特に接種率が低いが、これらの世代は緊急促進事業の際にすでに一定数接種が実施されている
- 引き続き、HPVワクチン接種、特に、来年度で終了するキャッチアップ接種について周知広報を行っていくことが重要である

令和5年1～2月に実施した「HPVワクチンに関する調査」（対象：接種対象者／保護者、および自治体）の結果、HPVワクチンを含む子宮頸がん予防の重要性について積極的な情報発信を行う必要性等の課題が示唆された。

示唆される課題

■ 接種対象者や保護者における認知向上の必要性

（接種対象者）HPVワクチンや制度に対する認知・関心が低い

- 接種対象者本人のうち、HPVワクチンについて「知っている」「少し知っている」と回答したのは半数未満であった。
- キャッチアップ接種については、対象者本人の半数以上が「知らない」と回答した。
- 「接種対象者で無関心な方が多い」「（子宮頸がんについて）危機的に感じていない」等の課題が挙げられている。

（保護者）保護者への周知強化の必要性

- 対象者本人では約2割の人が、健康に関する情報・HPVワクチンに関する情報をそれぞれ家族から得ていると回答した。
- 接種したことがある人の3割以上が「母親が接種を勧めていたから」接種したと回答した。

■ 接種に対する不安感の軽減につながる情報提供の必要性

- 「HPVワクチンは安全でないと思う」「接種を判断するための十分な情報が得られていない」等の理由で、接種の判断を保留している。
- 全体の約4割の人が「接種により以前報道で見たような健康被害が起きるのではないかと考えている」と回答した。

■ 自治体での効果的な情報提供の必要性

- 厚労省が作成したリーフレットを、自治体HPまたは窓口で掲載・配布している自治体は、全体の半数程度であった。
- 接種対象者世代への効果的な情報の届け方に苦慮している等の課題が挙げられている。

必要と考えられる対応

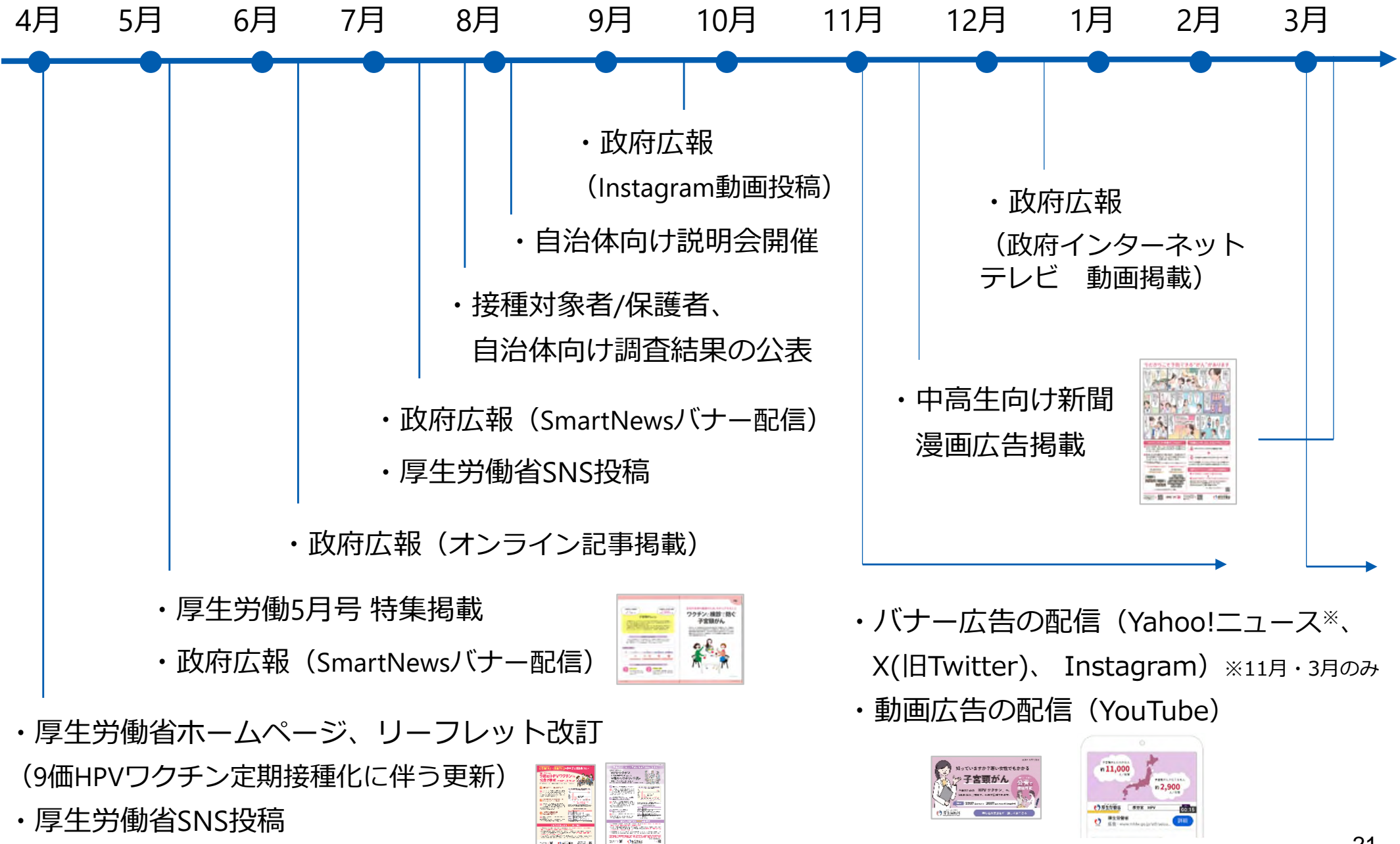
- キャッチアップ接種の対象者や、HPVワクチン接種対象者の保護者を中心に、HPVワクチンを含む子宮頸がん予防の重要性について認知を上げるため、SNS等を通じた積極的な情報発信を強化していく。
- 接種に対する不安感に寄り添った情報提供のあり方について、接種対象者や保護者等の意見も聞きながら、必要な情報や適切な媒体、伝え方について検討する。

- 個別通知への同封などリーフレットの活用の拡大を促すとともに、本調査で寄せられた取組事例を自治体担当者にも提供することで、より効果的な情報提供の実施を促していく。

接種対象者
／保護者

自治体

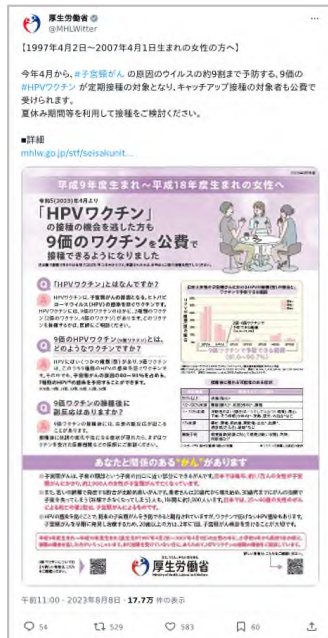
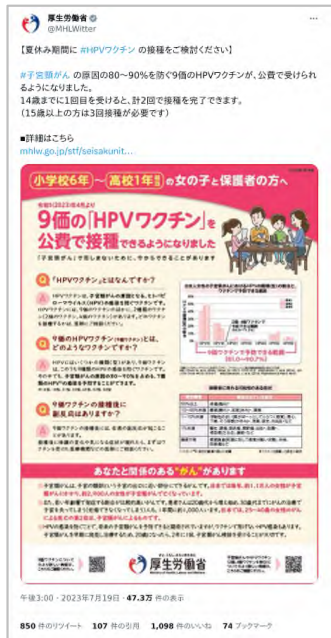
令和5年度の主な広報活動



接種対象者や保護者に向けた広報について

厚生労働省SNS (X、Facebook) を通じた情報発信のほか、中高生向け新聞への広告掲載、キャッチアップ接種対象者に向けたインターネット広告の発信等を実施。また、政府広報とも連携し、動画などを作成した。

【厚生労働省SNSでの発信】



【中高生向け新聞への広告掲載】



【インターネット広告の配信】



【政府広報との連携】

- 政府広報オンライン 記事の作成、掲載
- SmartNewsアプリでのバナー配信
- 政府広報Instagramでの動画投稿
- 政府インターネットテレビ 動画掲載



自治体向け説明会の開催（令和5年8月1日）

HPVワクチンに関する調査の結果等について説明するとともに、周知広報のための参考情報として、調査で寄せられた取組事例について市町村担当者からも説明いただいた。

調査2「HPVワクチンにおける情報周知の実態に関する調査」調査結果⑤ 厚労省作成リーフレットの活用例（自由記載より抜粋）

○接種対象者やその保護者への情報提供

n = 821（記入のあった自治体数）

- 個別通知に同封して送付、または案内文に厚労省リーフレットのQRコードを掲載
- 対象者や保護者向けにHPVワクチンについての講演会を実施し、持ち帰っていただけるよう会場にリーフレットを設置した

調査2「HPVワクチンにおける情報周知の実態に関する調査」調査結果⑥ HPVワクチンに関する情報提供の取組（自由記載から抜粋）

■代表的な回答

n = 279（記入のあった自治体数）

- 広報紙/誌、公式SNS、情報アプリ、メール配信サービスなど、自治体がもつ媒体での発信
 - 子宮頸がん予防啓発ポスターの掲示（掲出先：市役所、医療機関、学校、地下鉄駅構内など）
 - 授業、出張講座、入学説明会など教育機関での情報提供（対象者：接種対象者本人、保護者、養護教諭）
 - 医療機関または医療従事者への情報提供、研修
 - 情報誌、ケーブルテレビ、ラジオなど地域のメディアを通じた情報発信
- 接種対象者やその保護者への情報提供
- 自治体で行う婦人科がん検診時にHPVワクチンに関する情報提供を行っている。
 - 小学校5～6年生、中学校1～3年生を対象に、夏・冬・春休みに学校を通して全員へ配布する思春期の相談が匿名でできる保健事業のチラシに、接種対象者であることのメッセージと市ホームページQRコードを添付したお知らせを掲載している。
 - 独自で作成したチラシを、地域職域連携協議会や市内の大学等への周知に使用した。
 - 市内の小学6年生を対象に、他の予防接種（二種混合・日本脳炎）の接種勧奨と合わせ、学校を通じてチラシを配布した。
 - HPVワクチンに関する情報を掲載したステッカーを使い捨てカイロの包装に貼付し、「20歳のつどい」の会場に設置した。
- 教育機関・学校関係者への情報提供
- 市内小中学校の養護教諭や校長・教頭へ、子宮頸がん予防接種（の積極的勧奨）が再開されたことを周知するとともに、学校の「がん教育」の中で取り入れるものとして、子どもに分かりやすく伝わるよう、リーフレットを市で作成した。
 - 年度初めの小中学校養護教諭との会議で説明時間（15分）を確保し、令和4年度対象予防接種について、対象者・案内方法をまとめた説明書を配布し説明した。
- その他
- 「子宮頸がん予防啓発プロジェクト」を立ち上げた。市内医師会の協力のもと実施要領を作成。目的に賛同した医療機関や市内企業にポスターやリーフレットを配布し、市民に幅広い周知を協力いただくよう呼びかけた。
 - 民間団体との共同企画でYouTube Liveを開催。産婦人科医や大学生、市の職員が登場し、座談会を生放送。Twitterでは、4と9の付く日に子宮頸がん関連のツイートを実施。独自のハッシュタグを付けて継続投稿している。

行田市子宮頸がん予防啓発プロジェクト

令和3年度 子宮頸がんを予防するための事業

- 子宮頸がんワクチン接種**
 - 定期接種（小6～高1の女子）
 - 希望者のみ
- 子宮頸がん検診**
 - 20歳以上の女性
 - 20歳の女性への子宮頸がん検診
 - 無料クーポン券配布
 - 個別通知
- 妊婦健康診査の子宮頸がん検診**
 - 妊婦初期での子宮頸がん検診
 - 特定健康診査とがん検診の同時周知
 - 特定健康診査の通知にがん検診のお知らせを同封

令和4年度 子宮頸がんを予防するための新たな取組

- 子宮頸がん予防ワクチン ウイルス感染を予防**
 - 対象者への通知と身近な場でのPR
 - 定期接種対象者への通知 小6～高1の女子へ個別通知
 - 予防啓発ポスターの掲示 市内小中学校、高校、大学、専門学校、公共施設、進学塾、百円ショップ、市内スーパー、コンビニ、駅、バス等
 - 病気の理解を深めるために
 - 講演・講話・説明
 - ・校長会への説明 小6～中3の保護者へ学校経由で通知
 - ・児童・生徒等に対する医師による「命の授業・講話」
 - ※動画含む
 - ・市民対象のがん予防のための講話
- 子宮頸がん検診 早期発見・早期治療**
 - ワクチン・検診双方の対象者への周知
 - 個別通知の機会を捉えたPR
 - ・20歳女性のがん検診無料クーポン券個別通知にHPVワクチン接種の啓発資料同封
 - ・キャッチアップ接種対象者への個別通知に子宮頸がん検診の啓発資料同封
 - 民間企業との協働によるPR
 - 協力協定企業との協働事業 明治安田生命保険相互会社との協定に基づく協力依頼
 - ・ポスターの協働作成
 - ・保険加入者へのがん検診受診勧奨、ワクチン接種の推奨

背景

HAMAMATSU CITY 浜松市

大学生とコラボし、大学での啓発イベントを企画

SGEプロジェクト

聖隷クリストファー大学の看護学部を中心に、婦人科啓発の活動を行うプロジェクト

市ではSGEプロジェクトメンバーの意見を取り入れながら、HPVワクチンの案内封筒やハガキ、子宮頸がんの無料クーポン券送付時の封筒などの作成をしています

連携

浜松市

SGEプロジェクト

聖隷 保健事業部 (個別予防検診センター)

聖隷 クリストファー大学

・情報提供・活躍の場の提供

・スタッフの参画・活躍の場の提供

・単位化による参画支援・活躍の場の提供

厚生労働省ホームページでの情報提供

接種対象者や保護者、自治体、医療従事者等へ、厚生労働省ホームページやQ&Aを通じて情報提供を行っており、内容は随時更新している。



一般の方向け基本情報

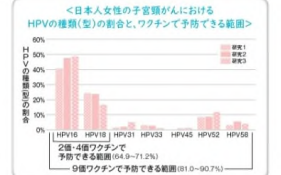
病気について

ヒトパピローマウイルス感染症とは
ヒトパピローマウイルス（HPV）は、性的接触のある女性であれば50%以上が生涯で一度は感染するとされている一般的なウイルスです。子宮頸がんをはじめ、肛門がん、陰がんなどのがんや、尖圭コンジローマ等、多くの病気の原因の一つです。特に、近年若い女性の子宮頸がん罹患数が増えています。

ワクチン接種の効果

HPVの中には子宮頸がんをおこしやすい種類（型）のものがあり、HPVワクチンは、このうち一部の感染を防ぐことができます。現在、日本国内で使用できるワクチンは、防ぐことができるHPVの種類によって、2価ワクチン（サーバリックス）、4価ワクチン（ガーダシル）、9価ワクチン（シルガード9）の3種類（※）があります。

サーバリックスおよびガーダシルは、子宮頸がんをおこしやすい種類であるHPV16型と18型の感染を防ぐことができます。そのことにより、子宮頸がんの原因の50～70%を防ぎます。シルガード9は、HPV16型と18型に加え、31型、33型、45型、52型、58型の感染も防ぐため、子宮頸がんの原因の80～90%を防ぎます。



HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの発がん病変を予防する効果を示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかってきています。

標準的なワクチン接種スケジュール

一定の期間をあけて、同じワクチンを合計2回または3回接種します。接種するワクチンや年齢によって、接種のタイミングや回数異なります。どのワクチン接種するかは、接種する医療機関に相談してください。3種類いずれも、1年以内に規定回数の接種を終えることが望ましいとされています。



※1：1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要となります。
※2・3：2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後または6か月後までにできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※2）、3回目は2回目から3か月以上（※3）あけます。
※4・5：2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の1か月後または6か月後までにできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※4）、3回目は1回目から5か月以上、2回目から2か月以上（※5）あけます。

HPVワクチンの接種を受けた方へ

HPVワクチンの接種を受けた後は、体調に変化がないか十分に注意してください。詳しくは、「HPVワクチンを受けたお子様と保護者の方へ」をご覧ください。

よくあるご質問

- Q & A
- 9価HPVワクチンについて
- キヤッチアップ接種について

HPVワクチンに関する相談先一覧

HPVワクチンに関するご相談は以下をご参照ください。

- 接種後に、健康に異常があるとき
まずは、接種を受けた医師、かかりつけの医師にご相談ください。各都道府県において、「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた発がんの疑いに関する協力医療機関」を決定しています。協力医療機関の医師については、接種を受けた医師またはかかりつけの医師にご相談ください。
- 不安や疑問があるとき、困ったことがあるとき
各都道府県において、厚生労働省と都道府県の1箇所ずつ「ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた発がんに関する相談窓口」を設置しています。
- HPVワクチンを含む予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般についての相談
「感染症・予防接種相談窓口」では、HPVワクチンを含む、予防接種、インフルエンザ、性感染症、その他感染症全般についての相談にお答えします。電話番号：0120-331-453 受付時間：平日9時～17時（土曜、日曜、年末年始を除く）
- 行政に関するご意見・ご質問を受け付けておりません。 ※相談窓口は、厚生労働省が業務委託している外部の民間事業者により運営されています。
- 予防接種による健康被害救済に関する相談
お住まいの市町村の予防接種担当窓口にご相談ください。 HPVワクチンを含むワクチン全体の健康被害救済に関するお問い合わせは、「予防接種健康被害救済制度」のページをご覧ください。

医療機関、自治体向けの情報

- 医療従事者の方へ
HPVワクチンに関して情報をもとめたリーフレットがあります。詳しくは、「医療従事者の方向けのリーフレット」やその参考資料をご覧ください。
- 自治体向け説明会
自治体向け説明会（令和4年3月11日）
自治体向け説明会（資料2）（令和4年11月22日）
自治体向け説明会（資料3）（令和4年12月16日）
自治体向け説明会（資料4）（令和5年3月9日）

情報提供資料

HPVワクチンに関するすべてのリーフレットをご覧ください。

関連情報

- 医療従事者向けメールマガジン「感染症・予防接種ニュース」
感染症情報をお届けするメールマガジンです。登録は以下URLの「新着登録」ボタンから、無料でご利用できます。
- <http://kansenshoumujun.jp/mhlw.go.jp/>
- [お問い合わせ（PDF形式：373KB）](#)



URL : <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>

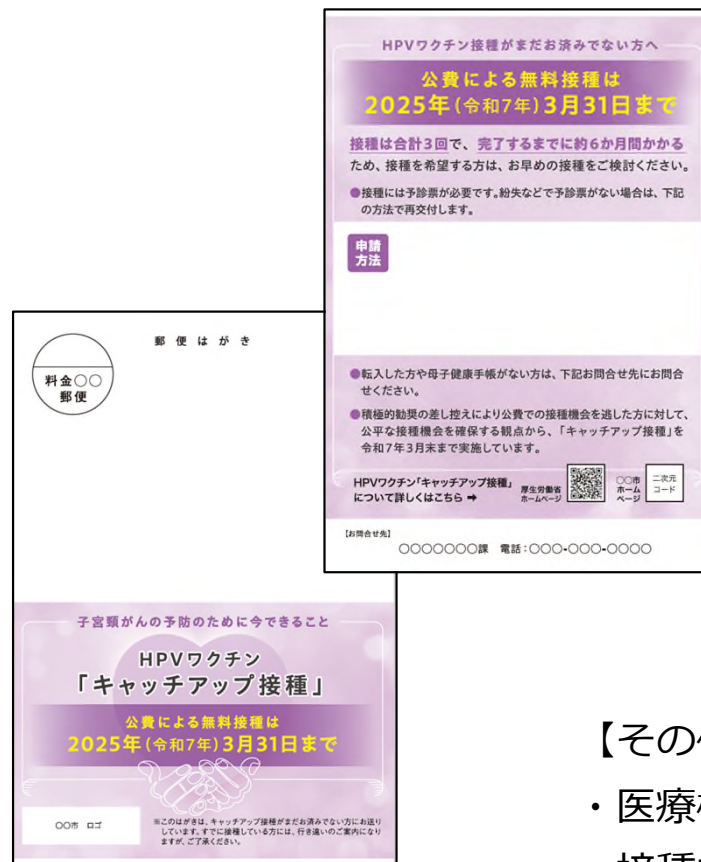
今後の広報・情報提供について

接種対象者や保護者等へ向けた適切な情報提供を継続するとともに、令和6年度末にキャッチアップ接種が終了するため、その周知や再勧奨の際に自治体等で活用いただける資料を作成しております。

【リーフレットの改訂】



【再勧奨用はがきテンプレートの作成】



【チラシの作成】

(ポスターとしても使用可)



【キャッチアップ接種のロゴ】



【その他 実施予定の施策】

- ・医療機関向け研修会（令和4年度より継続）
- ・接種対象者/保護者向けアンケート およびインタビュー調査
- ・自治体向け調査 など

事務連絡（令和6年2月2日発出）

キャッチアップ接種の実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。

【事務連絡】

<p>事務連絡 令和6年2月2日</p> <p>各都道府県 市町村 特別区</p> <p>衛生主管部（局） 御中</p> <p>厚生労働者健康・生活衛生局感染症対策部予防接種課</p> <p>HPVワクチンのキャッチアップ接種に係る周知等について（依頼）</p> <p>予防接種行政については、日頃より御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。 ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン（以下「HPVワクチン」という。）については、積極的勧奨の差控えにより接種機会を逃した方に対し、従来の定期接種の対象年齢を超えて接種（以下「キャッチアップ接種」という。）の機会を提供しているところです。このキャッチアップ接種の実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としており、実施期間の終了まであと1年余りとなっていることから、キャッチアップ接種の対象者や保護者等への周知・広報を含め、円滑な接種の実施のために必要な対応を講じていただきますようお願いいたします。 なお、公益社団法人日本医師会及び日本医学会に対し、本件に係る周知協力を依頼していることを申し上げます。</p> <p>記</p> <p>1. キャッチアップ接種の実施期間 キャッチアップ対象者の接種機会の確保や、自治体の準備、医療機関における接種体制等の観点を踏まえ、キャッチアップ接種を実施する期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間としています。 実施期間の終了まであと1年余りとなっていることや、3回の接種完了までに約6ヶ月の期間が必要であること等を踏まえ、キャッチアップ接種の対象である方に対して、再度個別通知を行うこと等を検討していただき、確実な周知等に努めていただくようお願いいたします。</p> <p>2. キャッチアップ接種に関する広報について HPVワクチンの定期接種の実施に当たっては、対象者が接種を検討・判断するためのHPVワクチンに関する情報等や、接種を希望する場合の円滑な接種のために必要な情報等を、丁寧かつ確実に提供することが重要であり、厚生労働者において、HPVワクチンに関するリーフレットを作成しています。1月26日に開催された厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会/薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会における議論を踏まえ、リーフレットを改訂しましたので、対象者への情報提供にご活用いただくようお願いいたします。 また、キャッチアップ接種の対象者への再勧奨や、周知・広報のための資料についても、別紙のとおり新たに作成しましたので、あわせてご活用ください。</p>	<p>3. HPVワクチンに関するその他の情報提供資料 キャッチアップ接種以外のHPVワクチンに関するリーフレットについても、最新の内容に改訂しておりますので、適宜ご活用ください。</p> <p>（別紙内訳）</p> <p>【キャッチアップ接種に関する資料】</p> <p>別紙1 キャッチアップ接種リーフレット 別紙2 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（キャッチアップ版） 別紙3 キャッチアップ接種再勧奨ハガキ 別紙4 キャッチアップ接種チラシ（ポスターとしても使用可） 別紙5 キャッチアップ接種ロゴマーク</p> <p>【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】</p> <p>別紙6 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版） 別紙7 HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版） 別紙8 HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット 別紙9 9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（定期接種版）</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none">リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」 https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.htmlその他の広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html <p>・令和6年1月26日開催 第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）資料 https://www.mhlw.go.jp/stf/shingai2/0000208910_00072.html</p>
---	--

【別紙一覧】

【キャッチアップ接種に関する資料】	
別紙1	キャッチアップ接種リーフレット
別紙2	9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（キャッチアップ版）
別紙3	キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（カラー版）
別紙4	キャッチアップ接種再勧奨ハガキ（モノクロ版）
別紙5	キャッチアップ接種チラシ（一般向け）
別紙6	キャッチアップ接種チラシ（自治体向け）
別紙7	キャッチアップ接種ロゴマーク
【HPVワクチンに関するその他の情報提供資料】	
別紙8	HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（概要版）
別紙9	HPVワクチン接種の対象年齢のお子様及びその保護者向けリーフレット（詳細版）
別紙10	HPVワクチンの接種に関係する医療従事者向けリーフレット
別紙11	9価HPVワクチン接種のお知らせリーフレット（定期接種版）

【参考】

- リーフレットを掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する情報提供資料」
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou28/index.html>
- その他の広報資料を掲載している厚生労働省ホームページ「HPVワクチンに関する広報について」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/kouhou.html>

参考資料

HPV ワクチンの接種状況に関する検討

大阪大学大学院医学系研究科 産科学婦人科学

上田 豊

2024(令和6)年1月26日

生まれ年度ごとの累積初回接種率 = 各生まれ年度の接種対象期間の各年度における初回接種率の和

$$\text{初回接種率} = \frac{\text{初回接種者数}}{\text{各生まれ年度の女性人口}}$$

(例) 2002年度生まれの累積初回接種率

・ 定期接種の累積初回接種率

$$= \text{2014年度の初回接種率} + \text{2015年度の初回接種率} + \text{2016年度の初回接種率} + \text{2017年度の初回接種率} + \text{2018年度の初回接種率}$$

・ キャッチアップ接種も含んだ累積初回接種率

$$= \text{2014年度の初回接種率} + \text{2015年度の初回接種率} + \text{2016年度の初回接種率} + \text{2017年度の初回接種率} + \text{2018年度の初回接種率} \\ + \text{2022年度の初回接種率}$$

2024(令和6)年1月26日

2022年度接種実績をふまえた
生まれ年度ごとの累積初回接種率 (%)

	緊急促進事業
	定期接種対象
	標準的接種期間
	キャッチアップ

生まれ年度	2022年度内に 達する年齢	～2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累積接種率
1994	28	53.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	53.4
1995	27	74.4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	74.4
1996	26	78.2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	78.2
1997	25	78.5	1.0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.3	81.8
1998	24	77.7	0.7	0.05	0	0	0	0	0	0	0	2.2	80.8
1999	23	65.9	2.3	0.1	0.04	0	0	0	0	0	0	3.4	71.8
2000	22	1.2	12.3	0.2	0.2	0.1	0	0	0	0	0	6	20.0
2001	21	0	0.9	0.3	0.1	0.1	0.2	0	0	0	0	7.5	9.1
2002	20	0	0	0.04	0.2	0.03	0.1	0.5	0	0	0	8.5	9.3
2003	19	0	0	0	0.03	0.1	0.1	0.3	1.2	0	0	9.0	10.8
2004	18	0	0	0	0	0.02	0.1	0.1	0.7	9.2	0	8.0	18.2
2005	17	0	0	0	0	0	0.03	0.3	0.4	2.8	20.3	7.9	31.6
2006	16	0	0	0	0	0	0	0.1	0.7	1.2	7.0	16.2	25.2
2007	15	0	0	0	0	0	0	0	0.2	2.0	4.5	10	16.7
2008	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0.6	4.6	7.7	12.9
2009	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1.8	6.3	8.1
2010	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2.8	2.8

まとめ

- 定期接種、キャッチアップ接種の実施者数から、生まれ年度毎の2022年度の初回接種率および累積初回接種率を算出した
- 接種率は積極的勧奨再開前から徐々に上昇しているものの、定期接種、キャッチアップ接種とも、緊急促進事業当時ほどには接種が広がっていない
- 2022年度の定期接種において、標準接種年齢である13歳になる年度での接種率が低く、今後、この年齢でのより積極的な接種が望まれる
- キャッチアップ接種は、1997年度～1999年度生まれで特に接種率が低いが、これらの世代は緊急促進事業の際にすでに一定数接種が実施されている
- 引き続き、HPVワクチン接種、特に、来年度で終了するキャッチアップ接種について周知広報を行っていくことが重要である

2024(令和6)年1月26日

令和5年度厚生労働行政推進調査事業費補助金
(新興・再興感染症及び予防接種政策推進研究事業)

「HPVワクチンの安全性に関する研究」

(研究代表者：岡部信彦)

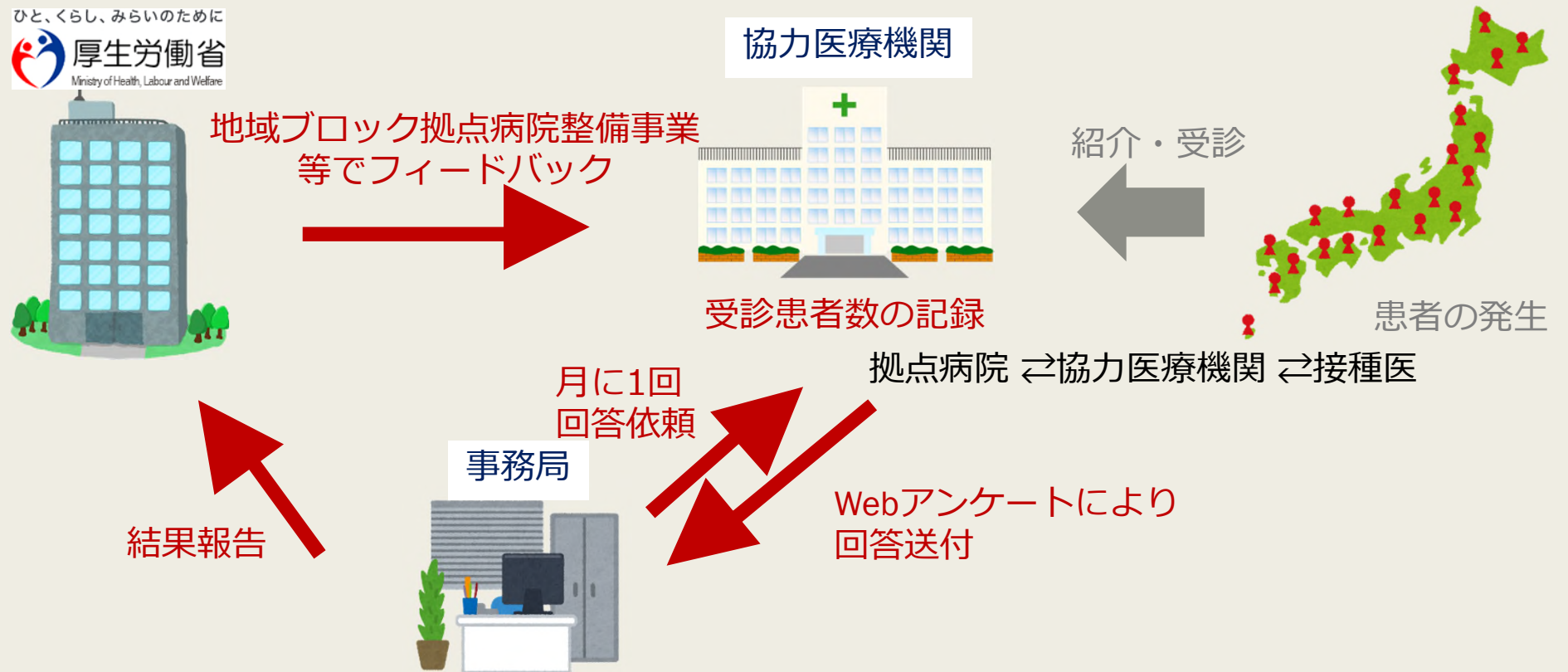
国立成育医療研究センター 政策科学研究部
竹原健二・山本依志子

HPVワクチン接種後に症状を呈した患者のサーベイランス 調査概要

- 【目的】 HPVワクチンの積極的勧奨が再開となった2022年4月以降、HPVワクチン接種後の体調不良を主訴として協力医療機関を受診した患者数の推移を把握する
- 【方法】 Webアンケート調査
- 【調査対象】 71協力医療機関（2023年12月時点）
（全89協力医療機関から、研究参加を辞退した13協力医療機関と、研究参加の依頼・調整中である5つの医療機関を除いたもの）
- 【調査期間】 2022年3月から、毎月1回
- 【報告対象者】 HPVワクチン接種後に何らかの症状を訴えて、協力医療機関を受診した患者（因果関係が不明な場合を含む）
- 【調査項目】 新規受診者数・継続受診者数・合計受診者数
（※1） 新規受診者のうち、時期カテゴリ別の人数

（※1）前月1ヶ月における患者データの調査項目のうち、今回の公表資料記載の項目

HPVワクチン接種後に症状を呈した患者のサーベイランス調査概要



研究実施に先立ち、国立成育医療研究センター倫理審査委員会にて中央一括審査により承認を得た。

2024(令和6)年1月26日

HPVワクチン接種後に症状を呈した患者のサーベイランス受診患者数（2022年度）

- ・速報値（2024年1月9日時点）
- ・調査対象施設：71施設

(人)	回答施設数	ワクチン納入数(*1)	合計受診患者数(新規+継続)	新規受診患者数	継続受診患者数(*2)	ワクチン接種から			
						1週間以内に発症した患者(*3)	1週間以降、1ヶ月以内に発症した患者数(*3)	1ヶ月以降に発症した患者(*3)	発症時期不明
2022年3月分	63	99,003	47	5	42	1	2	1	1
2022年度									
4月分	62	65,466	33	6	27	3	1	2	0
5月分	67	72,324	35	6	29	2	0	3	1
6月分	66	121,807	43	9	34	1	3	5	0
7月分	65	140,073	46	14	32	8	2	3	1
8月分	66	193,107	47	15	32	9	2	3	1
9月分	69	159,885	55	16	39	7	2	6	1
10月分	65	155,356	49	17	32	7	7	3	0
11月分	70	125,470	60	17	43	7	6	4	0
12月分	68	113,542	52	9	43	5	2	2	0
1月分	62	99,641	43	12	20	6	2	4	0
2月分	65	109,865	43	6	37	3	1	1	0
3月分	60	216,905	51	10	41	9	0	1	0

※1 9価ワクチンを含む ※2 1ヶ月内の複数回受診は1人とカウント ※3 新規患者のみ対象

2024(令和6)年1月26日

HPVワクチン接種後に症状を呈した患者のサーベイランス受診患者数（2023年度）

- ・速報値（2024年1月9日時点）
- ・調査対象施設：71施設

(人)	回答施設数	ワクチン納入数(*1)	合計受診患者数(新規+継続)	新規受診患者数	継続受診患者数(*2)	ワクチン接種から			
						1週間以内に発症した患者(*3)	1週間以降、1ヶ月以内に発症した患者数(*3)	1ヶ月以降に発症した患者(*3)	発症時期不明
2022年3月分	63	99,003	47	5	42	1	2	1	1

2023年度									
4月分	63	197,007	24	4	20	2	1	1	0
5月分	65	90,551	30	5	25	5	0	0	0
6月分	59	143,330	47	16	31	8	3	1	4
7月分	62	143,566	33	8	25	6	2	0	0
8月分	61	210,165	53	13	40	7	3	3	0
9月分	57	120,944	55	20	35	12	7	1	0
10月分	60	124,802	43	6	37	2	2	2	0
11月分	59	120,015	50	17	33	13	3	1	0

※1 9価ワクチンを含む

※2 1ヶ月内の複数回受診は1人とカウント

※3 新規患者のみ対象

【まとめ】

- 積極的勧奨再開前の2022年3月時点と比べて、再開後はワクチン接種数の増加にあわせて新規患者数の増加は認めたが、全体を通して、新規・継続受診者数のいずれにも顕著な変化は認められていない。

【今後に向けて】

- 引き続き、患者数の把握を継続し、変動の早期把握を行える体制を維持する。
- 拠点病院整備事業の地域ブロック会議などによるサーベイランスの結果の共有を継続するなど、全国の都道府県や協力医療機関と連携していく。

2024(令和6)年1月26日

HPVワクチン地域ブロック拠点病院

事業報告

愛知医科大学 疼痛医学講座

愛知医科大学病院 疼痛緩和外科・いたみセンター

牛田享宏

HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための 地域ブロック拠点病院整備事業（概要）

第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、
令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

資料3-4

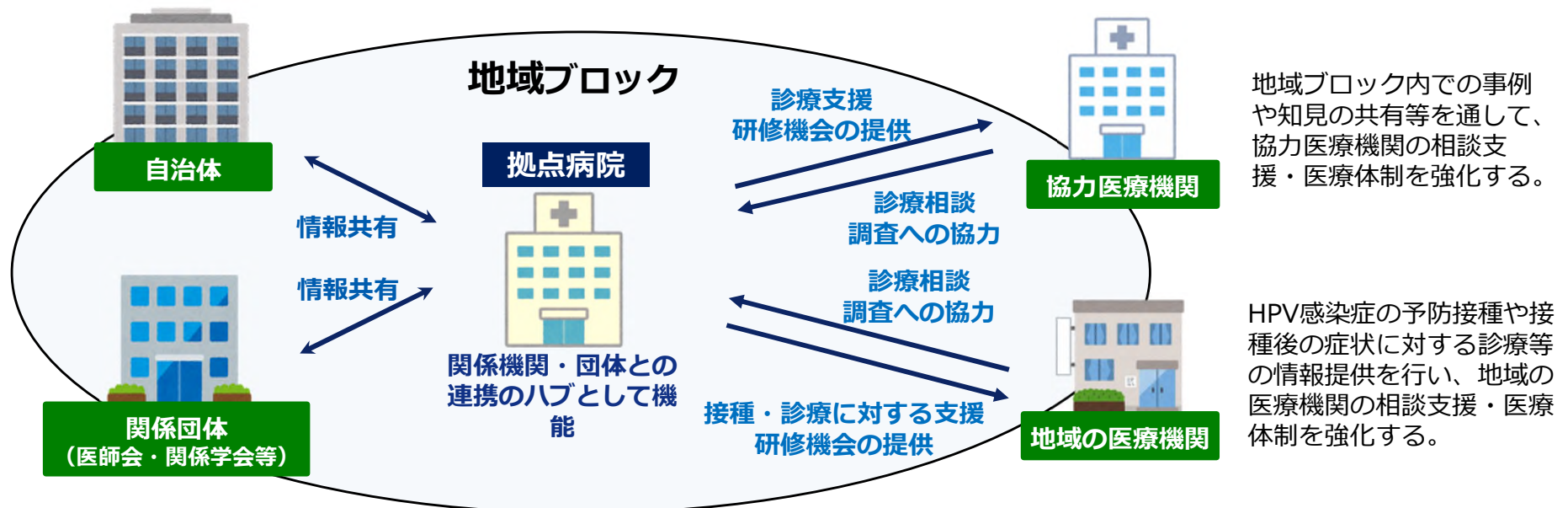
2024(令和6)年1月26日

目的：ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の予防接種を進めるにあたって、協力医療機関の中から、地域ブロック別に拠点病院を設け、HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制の強化を図る。

事業内容

日本全国を10ブロックに分け、地域ブロック別に拠点病院（1～2医療機関）を選定する。拠点病院は、医療機関・自治体・関係団体等との連携のハブとして、下記のような役割を担う。

- 協力医療機関や地域の医療機関との連携を構築し、研修会等の実施を通して、協力医療機関の診療支援・地域の医療機関に対する情報提供を行い、よりよい診療体制の構築に寄与する。
- 都道府県・市町村・医師会・学校関係者・予防接種センター等との連携を構築し、情報共有を行う。



注) 協力医療機関とは、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に生じた症状の診療に係る協力医療機関を指す。

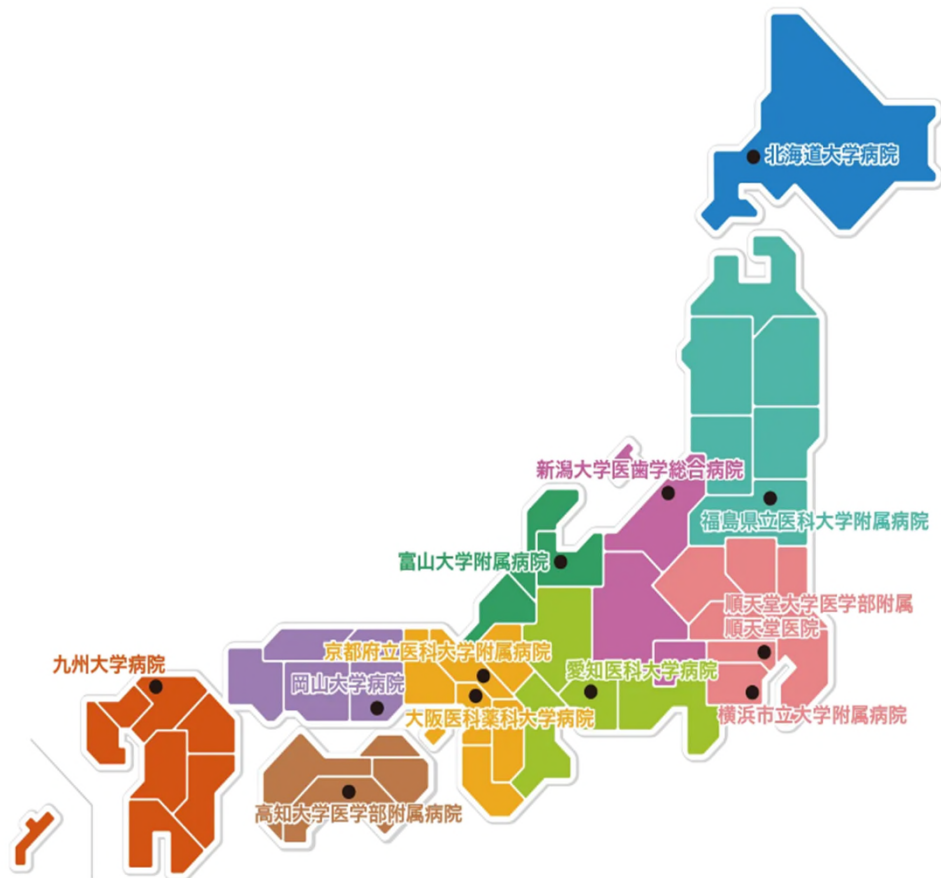
HPV感染症の予防接種に関する相談支援・医療体制強化のための 地域ブロック拠点病院整備事業（概要）

第100回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、
令和5年度第15回薬事・食品衛生審議会医薬品等安全対策部会安全対策調査会

資料3-4

2024(令和6)年1月26日

全国を10ブロックに分け、計12病院を地域ブロック拠点病院に選定。



全国協力病院一覧

ブロック	実施機関
北海道	北海道大学病院
東北	福島県立医科大学附属病院
関東	順天堂大学医学部附属順天堂病院
関東	横浜市立大学附属市民総合医療センター
甲信越	新潟大学医歯学総合病院
北陸	富山大学附属病院
東海	愛知医科大学病院
近畿	京都府立医科大学附属病院
近畿	大阪医科薬科大学病院
中国	岡山大学病院
四国	高知大学医学部附属病院
九州・沖縄	九州大学病院

教育関係者との連携

- 接種対象者の多くが、学校教育を受けている世代であるため、教育現場との連携が重要である。
- 厚労省を通じて、文科省から本事業への協力依頼に関する事務連絡を教育委員会宛に発出するとともに、学校関係者向けの情報提供資料を作成。

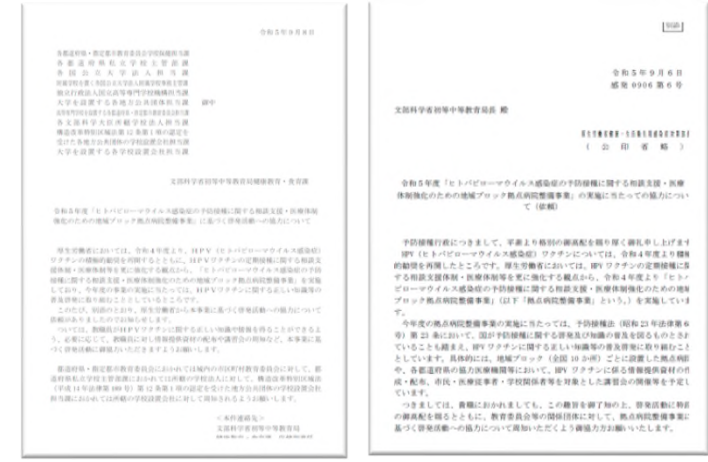
<学校関係者との連携>

- 市の教育委員担当訪問
- 県教育委員会保健体育課訪問し、研修会や資料配布について相談
- 養護教諭の会および高校のがんの授業で講義
- 文科省・厚労省の連名文書発出

リーフレットの広域配布

<情報提供リーフレット概要>

- 養護教員をターゲットとするが他の教員や父兄がみても違和感なく使えるもの



1 HPVってどんなウイルス?

HPV(ヒトパピローウイルス)はともにもありふれたウイルスで、一度でも性的接触があれば男女問わず誰でも感染する可能性があります。ウイルスの型は200種類以上が知られています。子宮頸がんをはじめ、咽喉がん、膣がん、肛門がんなどのがん、また、尖圭コンジローマ等の病気が、HPVへの感染が原因で発症するといわれています。特に、近年子宮頸がんになってしまっている女性が増えています。

尖圭コンジローマってどんな病気?
HPVの感染により、生殖器に生じる慢性性病です。感染後、数週間から2〜3か月を経て、イボ状、瘻管(とび)状の小瘡腫が多発します。

2 HPVワクチンって?

HPVワクチン定期接種 (公費負担) **ワクチンの種類**

①小学校6年生から高校1年生相当の女子
②小学校9年生から平成19年度生まれの女子 (合計約35万人を対象)

2価ワクチン(サーバリックス)
4価ワクチン(ガーシル)
9価ワクチン(シルガード)
のいずれか

接種スケジュール

① 小学校6年生から高校1年生相当の女子
② 小学校9年生から平成19年度生まれの女子

① 2価ワクチン(サーバリックス) ② 4価ワクチン(ガーシル) ③ 9価ワクチン(シルガード)

① 2価ワクチン(サーバリックス) ② 4価ワクチン(ガーシル) ③ 9価ワクチン(シルガード)

01 子宮頸がんについて

子宮頸がんは、毎年多くの女性からいじめと「未来」を奪っています。日本では、毎年の約1.1万人が子宮頸がんにかかり、約2,900人が亡くなっています。20代・30代のがんの中で最も多いのが子宮頸がんです。30代までに治療の過程で子宮を失う人も年間約1,000人と考えられており、手術やその後治療でライフラインが大きく変わってしまう可能性があります。

子宮頸がん罹患率*

一生のうち子宮頸がんになる女性 **76人のうち1人***

子宮頸がんを命を落とす女性 **300人のうち1人***

01 ワクチンの効果は?

現在定期接種(公費負担)のHPVワクチンを接種すると、子宮頸がんの原因ウイルスのうち、2価・4価ワクチンは50〜70%、9価ワクチンは80〜90%の感染を予防することができます。性的接触で感染するため、性交経験前に接種することが最も効果的です。また性交経験後であってもワクチンの効果は認められています。

02 注射は痛いの?

筋肉注射なので、直後は、注射した部分の痛みや腫れ、赤みなどの症状が起こることがあります。まれに、重いアレルギー一症状や神経系の症状が起こることがあります。HPVワクチンだけでなく、どんな予防接種にも副反応リスクはあります。注射への恐怖や不安が少しでもある人は、接種をしないでお母さんや保護者、周りの大人に相談しましょう。

03 接種に向けてどうしたらいいの?

HPVワクチンは予防接種法に基づく定期接種で、対象者は公費負担で接種することができます。16歳未満の人は保護者の同意が必要ですので、まずは保護者に相談してみましょう。接種することが決まったら、予約が必要ですので、接種場所などをお住まいの市町村のホームページ等で確認しましょう。

まとめ

- 事業開始後、HPVワクチン接種にかかわる診療科間の連携が構築できた。
- 拠点病院が中心となり協力医療機関・自治体との顔の見える関係が構築され、意見交換や情報共有が容易になった。

症例対応での連携や事例をともに学ぶことで相談支援・

医療体制が強化された

- 自治体との連携強化と厚労省・文科省の後押しにより、教育現場との連携が開始され、一部研修なども出来るようになった。

今後は定期的な会の運営などで医療体制の強化維持を進める

啓発活動を並行して行い、接種希望者がきちんと接種できる状況を構築する

本事業の活動にご尽力いただいている先生方（敬称略）

宮城悦子、渡利英道、柳生一自、矢吹省司、井関雅子、北原雅樹、木村慎二、川口善治、天谷文昌、鈴木富雄、小川千加子、鉄永倫子、山岸由佳、山浦健